

フローティングドック規則

フローティングドック規則

2015 年 第 1 回 一部改正

2015 年 12 月 25 日 規則 第 61 号

2015 年 7 月 28 日 技術委員会 審議

2015 年 9 月 14 日 理事会 承認

2015 年 12 月 25 日 国土交通大臣 認可

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

2015 年 12 月 25 日 規則 第 61 号
フローティングドック規則の一部を改正する規則

「フローティングドック規則」の一部を次のように改正する。

2 章 船級検査

2.4 検査の準備等

2.4.1 検査の準備等

-7.及び-8.として次の 2 項を加える。

-7. 特に規定されない限り、板厚計測、水中検査のうち潜水土又は遠隔制御機器を用いた検査、超音波による倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の風雨密性試験を第三者が行う場合には、当該第三者は、事業所承認規則 3 編 2 章、3 章又は 8 章に適合し、かつ、本会が承認した事業所でなければならない。

-8. 特に規定されない限り、固定式消火装置、持運び式消火器、自蔵式呼吸具、非常脱出用呼吸具、火災探知警報装置の検査又は整備を第三者が行う場合には、当該第三者は、事業所承認規則 3 編 6 章に適合し、かつ、本会が承認した事業所、主管庁が承認した事業所、主管庁の代行権限を有する他の団体が承認した事業所又は主管庁が適当と認める事業所でなければならない。

附 則

1. この規則は、2016 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日より前に本会の承認を受けた事業所にあつては、当該承認の有効期限の満了日又は 2018 年 12 月 31 日のいずれか早い日までは、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。